

第3回委員会資料に対する主な意見と対応について

「第3回 景観に配慮した防護柵推進検討委員会」で提示した「(仮称)景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(案)」に対する、委員およびオブザーバーからの主な意見とその対応について、下表に示す。

ガイドライン全体

第3回委員会資料の項		主な意見	第4回委員会資料での対応
-	(ガイドライン全体)	良い事例、悪い事例の写真を増やして欲しい。極力、分かりやすい写真に差し替えて欲しい。	必要に応じて写真の追加、差し替えを行う。

1. ガイドラインの概要

第3回委員会資料の項		主な意見	第4回委員会資料での対応
P.1	1-1 ガイドラインの目的と役割	景観に配慮した防護柵の選定フロー等を追加して欲しい。	景観に配慮した防護柵の選定方法については「6.景観に配慮した防護柵整備の考え方」で示しているため、特にフロー図等は追記しない。

2. 道路の景観と防護柵に係る課題

第3回委員会資料の項		主な意見	第4回委員会資料での対応
P.7	2-2 道路敷地内からの景観(内部景観)と敷地外からの景観(外部景観)	市街地でも外部景観は存在するのではないか。	基本的に市街地の道路では外部景観は存在しないが、一部表現を修正する。また、自然・田園地域における外部景観の重要性について触れる。
P.14	2-4 防護柵の課題 (1)防護柵の設置上の課題 (課題の左下の写真)	交差点隅切り部の防護柵は、歩行者の乱横断防止よりも車両の巻き込み防止を目的に設置されている。	「横断防止」を「巻き込み防止」に修正する。
P.15	(1)防護柵の設置上の課題 (課題の写真)	沿道建物への乗り入れを確保するために、断続的に設置された防護柵は、歩車道の分離を目的としている。	課題「必ずしも・・・設置されている」の例として再編集するものとし、当該事例は、車両の路外逸脱防止・進行方向復元といった車両用防護柵の機能は求められていないため、縁石等、他の施設で代替可能であることを追記する。

3. 景観的配慮の基本理念

第3回委員会資料の項		主な意見	第4回委員会資料での対応
P.19	3. 景観的配慮の基本理念	景観に配慮する際において、安全性、経済性についても十分な検討が必要である。	冒頭に、景観に配慮する際、安全性、経済性に留意することを追記する。
P.20	(4) 近接する道路施設との景観的調和を図る	「道路施設」とは何か。道路付属物以外の施設も景観的調和を図る対象となる。	タイトルを「近接する他の道路付属物等との景観的調和を図る」に修正する。

4. 景観に配慮した防護柵設置にあたっての留意事項

第3回委員会資料の項		主な意見	第4回委員会資料での対応
P.21 P.22	4-1 防護柵設置の判断と対応 (1) 必要性の判断 《具体的な例》 ア. 市街地 イ. 自然・田園地域	「通学路となっていない一般道路」のみが防護柵設置の必要性が低いとは言えない。	通学路に限定した表現は削除する。
P.21	〃	植樹帯で横断防止を図る場合は、物理的な横断防止機能を持たせていることが条件になる。	植樹帯が持つべき性能として、植樹帯の高さ、密度、幅等により歩行者の横断を物理的に防止することが可能なものであることを記述する。
P.23	(2) 防護柵によらない対応 景観に優れた他施設による代替	交差点隅切り部の防護柵の代替施設としてチェーンを用いるのは危険である。	代替施設は、縁石・駒止め・高さの低い植樹帯に修正する。
P.24	防護柵を必要としない道路構造の採用のり面の緩傾斜化を図る	防護柵の設置を回避するために、追加用地買収を伴うようなのり面の緩傾斜化を行うことは困難である。	道路の新設時や改築時において、道路構造を検討する際は、安全性、経済性の検討に加え、景観的な配慮を行うものとし、防護柵の設置を必要としない道路構造についても検討対象とすることに修正。
P.27	4-2 形状 (1) シンプルな形状（付加的な装飾の抑制） 絵を描かない、レリーフ等を付けない	絵やレリーフを付けることが、防護柵が本来有すべき機能である路外逸脱の防止等の機能を直接阻害することにはならないのではないかと。削除してはどうか。	衝突車両の円滑な誘導が行われなかったことや、衝突時における部材の飛散等が考えられ、衝突時における乗員の傷害、車両の破損など防護柵本来の機能が損なわれることが考えられる。このため、削除はしない。

第3回委員会資料の項		主な意見	第4回委員会資料での対応
P.31	(4)人にやさしい細部のデザイン ボルト・ナット等の突起を抑制する	ボルト、ナット類が構造上露出する場合は、丸みのある形状を採用するなどの配慮が必要である。	「丸みを帯びた形状」を追加記述する。
P.33	4-3 色彩 (1)防護柵の標準色	原則的に標準色を用いるよりは、地域の特性等を反映した色彩を選定する必要がある。	地域の特性に応じた適切な色彩を選定することを原則とする。本ガイドラインでは、我が国の自然や風土、建築物等を踏まえ、基本とする色彩を示すこととする。
P.33	〃	色見本が必要ではないか。	ガイドライン作成後、参考配布する際に色見本を添付することを検討する。
P.34	〃	色彩選定を防護柵の設置位置の区分(市街地、自然・田園地域、上記各地域の海岸部)によって解説しているが、道路機能による種別(自動車専用道路、歩行者専用道路、自動車の通行機能を重視する道路、歩行者等交通機能を重視する道路、多機能道路等)に応じた色彩選定の考え方を述べることも必要ではないか。	防護柵の色彩は、設置場所の地域特性に応じて適切に選定することが基本である。よって、道路機能による種別での分類は行わない。
P.38	4-4 防護柵の統一と他施設との調和 (2)他種の防護柵との統一	「転落防止策の柵の形状を車両用防護策の形状にあわせて横柵にする」とあるが、幼児等のよじ登りを防止するため、安全面から縦格子を採用しているので、安易に景観を考慮して横柵にするのはどうか。	「転落防止柵の柵の形状を横柵にする事によって・・・」は削除する。
P.42 ～ P.43	4-5 安全性への配慮 (1)危険箇所における視認性の確保 (2)夜間の視認性の確保	安全性への配慮においては、防護柵は視認性に優れた形状、色彩を選定すべき。	「4-5 安全性への配慮」を「視線誘導への配慮」に変更する。防護柵は、地域特性に応じた景観への配慮を行って適切な色彩、形状を採用するものとし、視線誘導については、視線誘導標など他の手段により確保することとする。

5. 景観的な配慮が特に必要な地域・道路

第3回委員会資料の項		主な意見	第4回委員会資料での対応
P.48	景観的な配慮が特に必要な地域・道路	経済性や安全性の点から、景観配慮に対する重要度の低い道路があるのではないか。	安全性、経済性についても十分に検討した上で、景観的な配慮を行うことが必要であり、ここでは、景観的な配慮が特に必要な地域・道路を例示的に示した。
P.50	道路周辺の空間に広がりがあり(海岸、湖沼、田園等)、道路空間と周辺空間とを分断することが好ましくない道路	本項目によると、全ての海岸、湖沼、田園等が、特に景観的な配慮が必要な区間となるのではないか。	安全性、経済性についても十分に検討した上で、景観的な配慮を行うことが必要である。

6. 景観に配慮した防護柵整備の考え方

第3回委員会資料の項		主な意見	第4回委員会資料での対応
P.51	6-1 防護柵に係るマスタープランの策定	ガイドラインとマスタープランの位置づけを明確にしたほうが良いのではないか。	本ガイドラインに示された事項に基づきマスタープランを策定する旨を追加する。
P.51	"	マスタープランの策定まで必要か。策定の必要性がある場合、どのような場合に策定すべきか条件等を明示したほうが良いのではないか。	一貫した考えに基づき推進するためマスタープランが必要である。全国の全ての道路を対象としてマスタープランを策定することを基本とするため、策定のための条件は必要ないとする。
P.51	(2) マスタープランの内容 防護柵の統一を図る区間	マスタープランの策定にあたっては、自治体の景観条例など既往の上位計画等を十分に調査する必要がある。	既往の上位計画等の把握の必要性を追加する。
P.52	景観的な配慮方針	景観的な配慮方針には、検討記載すべき項目を列挙できないか。	「景観的な配慮方針の設定例」をより具体的に記述する。
P.52	(4) マスタープランの策定主体	マスタープランの策定主体を明記したほうが良いのではないか。	様々なパターンが考えられるため、ガイドラインでは、例として、「県レベルの広域タイプでは県が主体となり、国・市町村が参画して、マスタープランを策定することが考えられる」を追加する。

第3回委員会資料の項		主な意見	第4回委員会資料での対応
P.53	マスタープランにおける景観的な配慮方針の設定例	本ページに防護柵の色彩、形状の例(イメージ図)を載せてはどうか。	マスタープランは景観的な配慮方針を定めるもの。形状は、マスタープランに基づいて選定することとなることから、設定例の中には記述しない。また、色については、マンセル値を例として記述する。
P.53	マスタープランにおける景観的な配慮方針の設定例	市町村レベルのより詳細な街中をサンプルとし、路線間の取り合いがよく分かる事例をあわせて提示できないか。	マスタープランは景観的な配慮方針を定めるものであり、路線間の取り合いは、各地域で検討するものとする。よって、ガイドラインでは、県域レベルを対象とした配慮方針の設定例を示すにとどめる。
P.54	6-2 マスタープランに基づく防護柵の選定	「既に整備が進んでいる場合」を考慮し、ガイドラインと既往の整備計画等との位置づけを明確にすべきではないか。	既に整備が進んでいる場合、他区間においても景観に配慮した既設の防護柵と同一の防護柵を選定することを基本とする旨記述する。